

小田教育委員長による不正公共落札（採択）の是正を求める要請書

菅良二 今治市長様

要請団体及び要請者

『えひめ教科書裁判を支える会』

外9名

2011年 8月16日

<要請事項>

市長が任命した小田道人司教育委員会委員長は、この8月に行われる予定の中学生用教科書採択において、不正・違法・不公正な行為を行おうとしています。

小田委員長は、今回の採択対象教科書である育鵬社及び自由社の利害関係者であるにもかかわらず、委員長として自ら採択を行おうとしています。これは、いわゆる不正公共入・落札そのものです。

市長は、市政の最高責任者として、また、委員長の任命責任を有するものとして、ただちに、この不正落札（不正採択）に対する是正措置をとってください。

<要請理由>

一 小田道人司教育委員長は、育鵬社版・自由社版教科書の利害関係者である。

小田教育委員会委員長は、「日本会議」の会員である。（注1）

菅市長自身、「日本会議地方議員連盟」の会員であったから御存知だと思うが、「日本会議」は、憲法の改悪と教育の国家主義化をめざす日本最大の右翼・国家主義政治組織である。

育鵬社版および自由社版歴史・公民教科書は今回の採択対象教科書であるが、その育鵬社版を作成したのが「日本教育再生機構」であり、自由社版を作成したのが「新しい歴史教科書をつくる会」である。（注2）

「日本会議」の幹部が、この両団体の幹部を兼ねるなど、「日本会議」と、この両団体とは、人的・組織的にほぼ一体化しており、共同で、教科書の作成および採択推進運動を行

って来ているのである。(注3)

つまり、「日本会議」は、上記二社の教科書の実質的作成団体であり、二社と利害関係を同じくする団体なのである。

したがって、「日本会議」の会員であり、育鵬社版・自由社版教科書と、その利害関係を同じくする小田委員長が、歴史・公民分野の教科書採択に関与するならば、その採択が、まったく「不正・違法・不公正な採択」になることは、言を待たない。

二 採択対象教科書（入札商品・業者）の関係者が、採択（落札商品・業者の決定）に関与し、採択を行うことは、不正・違法・不公正である。

教科書採択は、公共入札と同じ構造・質を持つものであり、同じ形・スタイルで行われる。

数社の採択候補教科書（入札教科書）から、当該自治体が使用する教科書を選定・決定する（落札商品・業者を決定する）のが、いわゆる教科書採択である。そして、教科書の場合は、その代金を、自治体に代わって、国が当該採択（落札）出版社に支払う仕組みなのである。(注4)

たとえば、一般の公共入札において、落札業者を決める自治体側（自治体の仕事をする事業者・自治体を使う商品を納入する業者を決める側）に、特定の入札業者の利害関係者が入っているなどということが、はたして考えられるだろうか？

育鵬社・自由社の利害関係者である小田委員長が、教科書採択を行う側（自治体を使う教科書を決定する側）にいて、その決定に関わるのは、上記の例で言えば、入札業者の関係者が、落札業者を決定する自治体側のトップに君臨して、その決定に関わることと同じことなのである。

これほどの不正・違法・不公正な採択が、何らかの是正措置をとらない限り行われてしまうという状況に、この今治市は置かれているのである。

三 自治体が使用する教科書の公共入・落札（採択）が違法・不正に行われることが明らかな場合、自治体の最高責任者である市長には、ただちに是正措置をとる義務と責任がある。

教育行政は、一般行政機関から独立して、教育委員会が行うというのが、戦後教育行政システムの本来の在り方である。

実態は、委員会の財政も、委員会で働く職員も、一般行政機関下であり、さらに、教育委員そのものも、戦後の一時期のように市民が直接選ぶことはなく、一般行政機関の長である市長が、議会の同意を得て、任命している。

それでも、私たちは、上記に示した、戦後教育行政システムの本来の在り方を支持するものであるが、今回、教育委員会が行おうとしている「不正行為」に対する市長の是正措置に関しては、この「本来のシステム」に規定される性格のものではない。

それは、問題が、教科書採択という「公共入・落札」上の不正・違法に関わる事柄だか

らである。

「二」で示したように、教科書採択は、自治体の行う公共入・落札の一つであり、その結果としての財政支出も、国だけではなく、採択された教科書に対応する教師用指導書の購入など、当該自治体もまた行うものである。前述したように、教育委員会そのものの独立した財政というものはなく、あくまでも、一般行政予算（財政）の中から、その支出は行われるのである。

したがって、この採択＝公共入・落札そのものが公正に行われなかったこと、落札＝決定の仕組みそのものの不正・不公正があらかじめ明らかかな場合は、一般行（財）政の長である市長は、それが公正に行われるよう、何らかの是正措置をとらなければならない。

むしろ、どの教科書を選ぶかという採択そのものに、一般行政の長である市長が関与することはできない。

しかし、「一」と「二」で示したように、採択システム・採択体制（落札システム・落札体制）そのものに、すでに不正・違法が存在している今回のような場合は、市長は、公正・合法的な入・落札（採択）が保障されるような措置を、即刻とらなければならない。

この違法事態を放置し、何らの是正措置もとらないまま、教科書の落札行為が行われたならば、それは、後に、市長自身の法的・道義的責任が問われる性格のものである。

「不正・違法・不公正」な採択になろうとしている原因が、市長が任命した小田委員長の採択行為にあることを考えれば、「上記」是正措置を即刻とらなければならないという市長の責務は、さらに重いものとなる。

私たちは、以上の理由により、冒頭の〈要請事項〉を市長に求めるものである。

◆ なお、以上の要請事項に対し、市長がどのような是正措置をとるつもりかを、8月19日までに当会に知らせていただきたい。短い期間ではあるが、市教委が、いまだ採択日を公表しないなか、いつ上記・不正採択が行われるかわからない緊急事態であることを考慮いただきたい。

私たちは、その返事の内容を検討して、次の行動を決める予定である。

また、市長からの返事の内容は、各報道機関に公表する予定である。

以上

（注1） 添付資料「小田道人司教育委員長の辞職を求める請願書」の「証拠〔説明書〕1」を参照

（注2） 同「証拠〔説明書〕4」を参照

（注3） 同「証拠〔説明書〕6」を参照